



JICA (ER) 第7-17001号

平成21年7月17日

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦 殿

独立行政法人 国際協力機構
理事 佐渡島 志郎



環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名

諮問第3号

「マダガスカル国 トアマシナ港拡張計画調査」

2. 諮問事項

「マダガスカル国 トアマシナ港拡張計画調査」におけるスコーピング案

以上

平成 21 年 9 月 18 日

独立行政法人 国際協力機構
理事 佐渡島 志郎 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第 3 号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第 3 号「マダガスカル国トアマシナ港拡張計画調査」における環境社会配慮調査のスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らいください。

以上

マダガスカル国 「トアマシナ港拡張計画準備調査」スコーピング案 答申

代替案の検討

1. 代替案2が最適と判断した理由を、大水深バースを新設する案を選定した理由を含め多角的に評価し、より説得力のある説明を行うべきである。
2. 代替案の検討に際しては、海岸浸食・堆積の観点及び対策費用も含めて検討するべきである。
3. コンテナヤード設置位置の検討については、ハスティ・リーフ埋立の代替案が選定された経緯・背景を報告書に記述するべきである。
4. 代替案を検討する際、湾内の静穏度を定量的に比較し、更に生態系への影響、社会的影響も加えて代替案の是非を論じるべきである。

環境影響の評価

5. 以下の影響項目について供用後の悪影響が考えられることから評価を再考するべきである。
 - ・ 地質・地形
 - ・ 地下水
 - ・ 廃棄物
6. 以下の影響項目について評価は「C」不明確であるとしているが、評価基準を統一した上で再考するべきである。
 - ・ 地質・地形
 - ・ 動植物、生物多様性
 - ・ 水質汚濁
 - ・ 沈殿物
7. クジラやイルカを含む動植物への影響については、騒音だけでなく航行船舶数の増加やその他の影響可能性についても影響原因として考慮すべきである。
8. グランド・リーフ及びハスティ・リーフの生態系の変化が沿岸・沖合いの種・生態系に与える影響について、可能な限り現地調査を行い、マ国の専門家からも最新知見を入手し、さらに、生態系改変がなされることによる影響予測を行うことが望まれる。

湾内利用者への影響評価

9. 湾内のビーチ、ハスティ・リーフ、グランド・リーフの利用者の利用状況と本事業による影響を利用者別に評価するべきである。
10. ハスティ・リーフを埋め立てることによる、海産物採取の場として利用している地元住民への影響を、可能な限り聞き取り調査などを通じて確認するべきである。
11. 港周辺の漁業実態（リーフパスの利用者、生計、漁場など）を、聞き取り調査などを通じて可能な限り詳細に把握し、必要に応じて対策を考えるべきである。

環境対策

12. 海域自然環境に関しては、海域ゾーニングを行いそのゾーン毎に影響評価を行うことが望ましく、脆弱エリアに指定されているグランド・リーフは保全ゾーンとして評価を行うべきである。
13. 現況でも、陸上車両の排気ガスが主原因となり大気汚染を発生させている状況下、本事業の港拡張計画とともに大気汚染を軽減するための計画や対策を提案することが望ましい。
14. 浚渫土砂に関して、汚染の拡散を防ぐ対策及び汚染物質を含んだ浚渫土砂の処理方法につき検討をするべきである。
15. 港湾事業（防波堤や埠頭の延伸）によって土砂堆積が更に進む恐れがあるため、埋没対策につき検討するべきである。

アンバトビープロジェクトとの関連性および戦略的環境アセスメント

16. アンバトビープロジェクトの実施に伴って生じる取扱貨物量の増加や港湾施設の整備・利用計画とともに、Madagascar Action Plan (MAP)における生物多様性の位置づけについて、本計画の背景として言及する必要がある。また、本来個々のプロジェクトの上位段階において、環境社会配慮を行う機会があることが望ましく、このことは戦略的環境アセスメント (SEA) の具体化とも関連しているので、今後の課題としていただきたい。

その他

17. 港湾事業による港湾内の水質汚濁は、市内からの汚水流入により悪化傾向を強めるおそれがある。港拡張計画とともに、市内の汚水処理の改善策について提案することが望ましい。
18. 船舶の塗料に含まれる有害物質溶出により湾内の低質が汚染されている可能性があり、今後とも汚染されていく可能性があるため、国際条約の動向を周知すると共に、適切な措置を提案することが望ましい。

以上